

1 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長兼秘書室長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

今の説明である程度理解したんですけど、今回報酬等のこの改定、費用弁償に関する法律によってのということなんですけど、100円から200円アップ、これについては全国一律でのということなんですしょうかというところが、少し私のほうでちょっとどうかなというところですよ。

それともう一点ありますけど、39ページの一覧から実際のこの人数、今回想定されている7月4日公示の7月21日の投票という参議院選挙、これを例にしての人数何かを答えられるか、今の現時点で答えられるかどうかというところもお願いします。

以上です。

○松村選挙管理委員会事務局長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の報酬額の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である報酬額等を実情に即するよう見直し、これらの基準額が改定されたことに伴いまして本市の選挙長等の報酬額を引き上げようとするものであります。

この法律の引き上げ額につきましては、全国一律であります。

実際の各自治体の報酬額につきましては、各自治体で定められておりますが、県内におきましては実質一律の金額であると考えております。

次に、今年予定されております参議院議員通常選挙の場合の、実際のこの人数ということですが、今年度予算をもとに人数を申し上げますと、開票管理者が2人、開票立会人が15人、投票所の投票立会人が66人、期日前投票所の投票立会人が延べ70人となっております。投票所の投票管理者と期日前投票所の投票管理者は職員で行っておりますので、報酬の対象とはなっておりません。

また、指定病院等における不在者投票の外部立会人につきましては、現在ほとんど行われていないという状況です。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。報酬の全国一律化というのが、各自治体でも差はあるんですけど、法律に沿って光市はやっているというところと、今、想定される参議院選挙の日程なんで

すけど、それによつての人数も、今言われたような形というところで理解しました。
以上です。

○岸本委員

先ほど議場で河村議員より投票所の人数、2名では大変きついんじゃないかというお話をされたと思いますんですけど、金額のほうは、報酬のほうは了解されたと思うんですけど、環境の改善、もう少し人数を増やされたらどうかというような御質問が出たと思いますけど、それについてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

当日投票所の立会人につきましては、先ほど総務部長のほうから説明がありましたとおり2人から5人を選任することとなっております。

本市では、各投票所につきましては2人を現在は選任している状況です。この立会人を3人等に増やすことにつきましては、今後、選挙管理委員会での協議が必要になるかどうかと考えておりますので、県内他市の状況等も参考にしながら検討をしてまいりたいと考えております。

○岸本委員

了解いたしました。よろしく願いいたします。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」